

テント撤去判決をはね返し、原発再稼働反対を闘い抜く闘争強化資金カンパ要請

東京地裁民事 37 部（村上裁判長）は、去る 2 月 26 日、テント撤去と損害賠償金約 2800 万円の支払いを命じ、両方について仮執行宣言を付した判決を下しました。

原告（国・経産省）の請求内容をすべて認める不当な判決です。

経産省前テントひろばは、直ちに東京高裁に控訴し、仮執行の停止を申し立てました。

この仮執行停止の申立に対して、東京高等裁判所は幸いなことに、地裁判決主文のテント撤去に関して 500 万円、損害賠償については 1700 万円の保証金を供託することで、執行停止することを決定し当方に提示しました。私たちは、これについて、テント撤去に関する項目について保証金を供託し、3 月 18 日にテント撤去に関する執行停止が決定されました。損害賠償に関する 1700 万円については供託をしなかったため、依然として強制執行の恐れがありますが、テントそのものは、東京高裁で明渡が命じられる場合までは、法的に維持され、その条件のもとで東京高裁での訴訟が継続されることになりました。裁判所にも原発問題・テントについて向き合わねばならないという現実が反映されていると考えられ、全国脱原発運動の一定の勝利と考えてよいと思います。

経産省前テントは依然として経産省前に存在し続けます。私たちは東電福島第 1 原発事故の責任を追及し、原発の再稼働に反対する新たな決意を込めて闘い続けるものです。

高裁での闘いは、各専門家や被告に対する証人調べ、原告が提出した証拠の全面的開示など真摯な取調を実現してゆく事が極めて重要な課題となります。

この闘いと結びついて、今、最後の山場に来ている九電川内原発の再稼働を阻止する闘いがあります。これは安倍内閣によるなりふり構わぬ反動攻勢の一角をこの部分で打ち破る闘いとなります。

川内原発 1 号機では、3 月 30 日から、再稼働の前に必要な「使用前検査」が始められました。遅れていた九電の「工事計画書」の再補正が提出されたのが 2 月 27 日、以後 3 月 10 日、3 月 16 日と 3 回の補正が出され、そのたった 2 日後の 3 月 18 日、第 63 回の規制委員会で、10 分ほどの審議（事務方の規制庁の説明が大部分）で工事計画の認可が行われてしまいました。すなわち、規制庁の担当部長の反民主主義的な、透明性を全く欠く専決で全てを決め、規制委員会は形式的に認可をただけです。「使用前検査」がどのように進むか、「再稼働ありき」で行われるのは火を見るより明らかです。

川内原発再稼働の基本日程について、九電は 6 月末までに原子炉起動に必要な検査を終了し、7 月上旬に発電を開始して、8 月中に国の最終試験を受けて営業運転に入ると一方的に宣言しています。こうした九電の勝手な予定は絶対に許されることではありません。何としてでも再稼働を止めなければならなりません。

これからは、より厳しい再稼働阻止の闘いとなります。九州や鹿児島、そして薩摩川内市の闘いが一層重要かつ喫緊なものとなります。脱原発の総力を挙げて再稼働阻止の闘いに挑まなければならなりません。

については、再三のお願いで恐縮の限りですが、テント撤去の執行停止の供託金を含めたこれからの裁判費用や原発再稼働反対を闘い抜くための、資金カンパをお願いする次第です。

テント撤去判決をはね返し、原発再稼働反対を闘い抜く闘争強化資金カンパ

郵便振替：00160—3—267170 経済産業省前テントひろば

（同封の赤い振替用紙をご使用下さい）

他銀行からの振込：ゆうちょ銀行 〇〇八普通 5289163 経済産業省前テントひろば

2015 年 4 月 1 日

経産省前テントひろば

声 明 2

1. 2月26日、東京地裁民事37部の村上裁判長は経産省前テントをめぐる第1審の判決を下しました。

内容はテントが立つ土地の明け渡しと損害賠償金の支払いを命じ、更にこれらについて判決確定前の仮執行を可能とするものでした。

この判決は、原告＝国・経産省の請求を容認するもので、私たち（被告）が原告の権利濫用、原告の損害程度、独立訴訟参加の可否等、8つの争点について、ことごとく、原告の主張内容をそのまま全面的に認めるものでした。しかも、突然の結審により私たちの本案準備書面の提出の機会を奪うなど、私たちに主張・立証の機会を与えないままに下された、明らかに不当な判決であって、私たちはこの判決を断じて受け入れることはできません。

2. 私たちは、上記のような仮執行宣言付きの判決を受けて、次のように闘うものです。

- 1) この判決を断じて受け入れることは出来ないので、東京高等裁判所に控訴します。同時に仮執行宣言についても、執行停止の申立を行います。
- 2) 私たちはこの度の判決によって新たな局面に立つに至りました。私たちは国によるテント撤去を拒否します。福島の人々を始めとする全国の人々の切実な願いを踏みにじるテント撤去という国の暴挙が、いつなされるか予測することは私たちにはできません。けれどもこの3年半の間、全員が立脚してきた非暴力・不服従の原理と決意を新たに、強制撤去の攻撃に対しては、したたかに、かつ柔軟に対応していきたいと考えています。
- 3) 3年半に及ぶ「経産省前テントひろば」の闘いは、何人もこれを無きものにすることはできません。そしてテントとしての闘いの現場は、私たち自身が選択します。私たちの強固な意志と、「テントの精神」を活かしながら、闘いは継続されます。例えいつとき、テントが見えなくなっても、「経産省前テントひろば」は、新たに、適切な場所に適切に再建されるであろうことをお約束したいと思います。
- 4) 損害賠償金への対応を含めて脱原発運動全体の力強い前進のために、「テント撤去裁判をはね返し、原発再稼働反対を闘い闘争強化資金カンパ」を推進します。こうして集められた寄金は引き続き「テントと命を守る裁判」にも活用されますが、全国各地の脱原発運動にも活用されるものです。

2015年3月4日

経産省前テントひろば



経産省前テントひろばニュース

第48号

発行責任者 淵上 太郎

テント設置 1301日 国内商用原発停止 565日

テント撤去判決をはね返し 原発再稼働反対を闘い抜く、テントひろばへ闘争強化資金カンパを！

テントひろばは2・26地裁判決を受けて、東京高裁に控訴審を提起するとともにテント撤去と損害金(約2800万円)支払いの仮執行停止を申し立てていました。3月18日になって、高裁24民事部(高野伸裁判長)は、既に前号(47号)でお知らせしたようにテント強制撤去の執行停止を決定しました。

この執行停止の決定は、私たちが担保金(500万円)を法務局に供託したことで、地裁判決に基づく仮執行宣言のうちテント強制撤去部分だけを高裁判決まで停止するというものです。しかし、損害金支払いの停止についての担保金(1700万円)は供託できませんでした。これにより、被告2名に対して支払命令強行の恐れが残っていますが、テントひろばを維持しながら控訴審を闘うことが可能になりました。また、裁判所がテントと原発問題について向き合う事態に至ったという点で、全国脱原発の闘いの一定の勝利であると考えます。

経産省前テントは依然として経産省前に存在し続けます。私たちは福島原発事故の責任を追及し、原発再稼働に反対する新たな決意を込めて闘い続けるものです。また高裁の控訴審でも、各専門家や被告に対する証人調べや原告側証拠の全面的開示などを実現しながら、弁護士と共に勝訴を目指して闘う決意です。

国と経産省を相手とするテントひろばのこうした闘いと結びついて、いま、九電川内原発では再稼働阻止の闘いが山場を迎えています。これは安倍内閣のなりふり構わぬ反動攻勢を、この一角で打ち破る闘いなのです。

川内原発では、本年6月末までに原子炉起動に必要な検査終了、7月上旬に発電開始、8月中に国の最終試験を受けて営業運転、と再稼働の基本日程を九電は一方的に宣言しています。このような勝手な再稼働は絶対に許されるものではありません。何となくでも再稼働を止めるには、より厳しい再稼働阻止の闘いが必要です。九州や鹿児島、そして薩摩川内市での闘いがより一層重要かつ喫緊なものになります。いまこそ、脱原発運動の総力を挙げて再稼働阻止の闘いに挑むときなのです。

そこで、再三のお願いで恐縮なのですが、借入に

より支払われたテント撤去阻止の供託金(500万円)の返済を含めこれからのテント裁判の費用、さらには原発再稼働反対を闘い抜くために資金のカンパをお願いする次第です。

2015年3月31日

———経産省前テントひろば———

テント撤去判決をはね返し、原発再稼働反対を闘い抜く闘争強化資金カンパを
振込先

◎郵便振替：00160—3—267170

◎他銀行からの振込は、ゆうちょ銀行

店名：〇〇八 普通預金口座：5289163

口座名はいずれも、「経済産業省前テントひろば」

経産省前テントひろば応援団でも、控訴審に向けて資金カンパを呼び掛けています(重複する場合はご容赦下さい)。詳細は、応援団レター4号を参照願います。

川内原発1号機の使用前検査の開始について

3月24日、原子力規制庁の米谷長官官房総務課長は、九州電力川内原子力発電所第1号機の「使用前検査」を3月30日から行うと発表した。

去る3月18日の規制委員会は、川内原発1号機の工事計画の認可を決定しているが、この認可を受けて翌19日に、九電が規制庁に対して「使用前検査」の申請を行っていた。18日の委員会では、事務局としての規制庁が若干の経過報告をし、さしたる審議もしないまま、10分ほどで工事計画の認可を決定してしまった。

そもそも、今回の1号機工事計画の認可申請では、再三の補正書が提出され、最近だけでも2月27日、3月10日、同16日と3回に亘って提出され、最後の補正書提出後わずか2日おいて、規制委員会の認可決定となったものである。この認可にあたっての審査には、規制委員会は全く携わっていない。

すなわち、規制庁の担当部長の専決で全てが決められ、規制委員会はその報告を追認しただけ。こうした担当部長の専決処理で工事を進めることについて、当然ながらその透明性等が問題になる。しかし、規制委員会の文書管理要領によって「重要なものを除いては、工事の計画認可は原子力規制部長の専決処理で行うことができる」ことが公式の理由とされ、今回の工事計画認可は最初のケースなので「規制委員会の決定をお願いした」(山形・安全規制管理官)というのみだ。

田中委員長は、各担当部長専決で工事計画認可を進めてきたことに関して、「規制委員会、規制庁ほど透明性を持っている仕事をしているところはない」と居直っているが、18日の規制委員会は「工事計画認可に関する専決処理」についても再確認をしたのである。したがって、今後も工事計画認可に関しては、担当部長の専決処理という「闇の中」でどんどん進められ、規制委員会には認可に関して「事後報告」だけが行われるという最悪の事態となってしまう可能性が高い(F)。

【原発関連ニュース】

☆もんじゅ不備「原発やる資格なし」

また発覚で規制委委員長が不快感

大量の点検漏れで運転再開準備の禁止命令が出ている日本原子力研究開発機構の高速増殖炉もんじゅ(福井県敦賀市)について、原子力規制委員会は25日、2次系ナトリウム循環ポンプの冷却設備など、安全上重要な機器の配管で、点検計画に定められた肉厚検査が長年行われていなかったことを明らかにした。(後略)(福井新聞3月26日より)

☆評価書、活断層否定意見に触れず 敦賀原発直下「活断層」確定(福井新聞3月26日)

敦賀原発(福井県敦賀市)の破砕帯をめぐる規制委の有識者調査団の調査は2年以上をかけた25日に終わった。調査団が最も重要とみたのは、2号機直下の破砕帯が同原発のすぐ近くを走る活断層「浦底断層」に引きずられて動く危険性だ。調査団以外の専門家から出た活断層を否定する意見や異論は、評価書で一切触れずじまいだった。調査団の位置付けがあいまいで活断層の認定に法的権限がないなど、規制委による破砕帯調査の問題点も浮き彫りになった。(後略)

☆川内原発 きょうから再稼働前の「使用前検査」

鹿児島県にある川内原子力発電所1号機で、原子力規制委員会は再稼働の前に必要な設備や機器の検査、「使用前検査」を30日から始めます。(中略)使用前検査では、九州電力が行う検査の結果を規制委員会が確認することになっていて、初日の30日は、原子力規制庁の5人の検査官が検査方法が適切か聞き取りなどを行います。新しい規制基準の下で初めての検査となり、規制委員会は新基準で義務づけられたおおよそ500に上る重大事故対策の設備を重点的に検査する方針を示しています。また、1号機は原発事故後の平成23年5月からおおよそ4年間停止しているため、従来からある機器についても劣化や不具合を慎重にチェックする必要があります。(NHKニュース3月30日より)

☆中間貯蔵施設Q&A(福島民友ニュース3月10日)

東京電力福島第1原発事故を受け、国が大熊、双葉両町に建設を予定する中間貯蔵施設で13日から、除染で出た汚染土壌などの試験的な搬入が始まります。(中略)

Q「中間」の意味は。

A 国は「30年以内に県外に運び出して最終処分する」と法律で明文化しました。13日に搬入が始まれば2045年3月12日までに県外での最終処分を完了させる約束です。しかし、どこで処分するかは決まらず「このまま最終処分場にされるのではないか」という県民の心配は消えません。

弁護団では、高裁への控訴審提起とともにテント撤去停止の申立を行い、3・18決定を受けたあと、3・20にはテントひろば前での記者会見を行いました。こうした経過については、東京新聞が24日朝刊、産経新聞が30日朝刊でテントひろばの記事を掲載しています。

花見大会のお知らせ

とき:4月5日(日)午後3時~5時半頃まで
ところ:日比谷公園内「かもめ広場(噴水のあるところ)」雨天の場合は第2テントにて行います。参加者は、各自何か一品をもちより(原則として)、+会費500円。

《経産省前テントひろば》

住所:〒100-0013千代田区霞が関1-3-1

電話:070-6473-1947